

船舶インシデント調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年12月14日 21時25分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第3区北浜ふ頭西方沖 名古屋港東航路第7号灯標から真方位104°680m付近 （概位 北緯34°59.8′ 東経136°49.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{サクラ} SAKURAは、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年12月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SAKURA、5トン未満（長さ5.37m） 240-44528愛知、個人所有 ガソリン機関（船外機）、4サイクル、出力36.80kW、回転数 毎分5,500、4気筒、ボア65mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りを終えて帰航中、船外機が異音を発して停止し、船外機の始動ができなくなった。 本船は、船長が、原因を調査したものの特定できず、航行不能と判断して118番通報を行い、付近を航行中の警察の警備艇にえい航されて名古屋港ガーデン埠頭棧橋に着岸した。 機関修理業者は、主機にほとんど潤滑油が入っておらず、潤滑油欠乏により、主機の駆動部が焼き付いたと判断した。 本船は、ふだんから潤滑油量の点検が行われておらず、平成30年7月以降、補油されていなかった。
分析	本船は、1年5か月の間、潤滑油量の点検及び補油が行われていない中、航行中に潤滑油が欠乏したことから、主機の駆動部が焼き付き、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、1年5か月の間、潤滑油量の点検及び補油が行われていない中、航行中に潤滑油が欠乏したため、主機の駆動部が焼き付いたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 主機の潤滑油は、発航前を含めて定期的に点検を実施し、適切な油量及び性状の管理を行うこと。 |
|--|--|